

公安委員会 説明資料No. 1	デジタル社会の形成を図るための 関係法律の整備に関する法律案等 について	令和3年2月4日 長官官房
--------------------	--	------------------

1 背景、経緯

いわゆる「デジタル改革関連法案」と総称される法律案は、第204回国会における重要な内閣提出予定法律案の一つであり、

- ① デジタル社会形成基本法
- ② デジタル庁設置法
- ③ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律
- ④ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律
- ⑤ 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律
- ⑥ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

を整備するものである。

このうち、③の整備法の内容には、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえた押印規制の見直したための関係法律の改正が含まれている。

2 警察関連の改正概要

前記1③の整備法により、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）を改正し、留置業務管理者の措置に不服がある者による警察本部長に対する審査の申請等に係る同法の規定中、政令への委任を規定する文言を削除することとする。

※ 政令において、上記申請等については「押印し、又は指印しなければならない」と規定されており、この規定を削除する前提として、法律の改正を行うもの。

3 今後の予定

閣議決定 令和3年2月9日（法務省等との共同請議）

施行期日 上記2の改正については、令和3年9月1日

1 改正の経緯

令和2年7月の最高裁判決において、相手方が使用している自動車にGPS機器をひそかに取り付け、その位置を探索して同人の動静を把握する行為は、ストーカー規制法で規制する「住居等の付近において見張り」をする行為には該当しない旨が判示されたこと等から、昨年10月から本年1月まで開催された「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」で取りまとめられた報告書の内容を踏まえ、所要の改正を行うもの。

2 概要

(1) 規制対象行為の拡大（第2条関係）

以下の行為を「つきまとい等」に追加して、規制の対象とすることとする。

- ア 相手方の承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を取得する行為
- イ 相手方の承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付ける等の行為
- ウ 相手方が現に所在する場所の付近において見張りをし、当該場所に押し掛け、及び当該場所の付近をみだりにうろつく行為
- エ 拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為

(2) 禁止命令等の方法に係る規定の整備（第5条関係）

禁止命令等について、書類を送達して行うこととともに、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができることとする。

(3) 施行期日

公布の日から起算して20日を経過した日

ただし、(1)ア及びイ並びに(2)の改正規定については、公布の日から起算して3月を経過した日

3 今後の予定

令和3年2月26日（金） 閣議決定

公安委員会 説明資料No. 3	銃砲刀剣類所持等取締法の一部 を改正する法律案について	令和3年2月4日 生活安全局
--------------------	--------------------------------	-------------------

1 法改正の経緯

最近におけるクロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、これによる危害の発生を防止するため、昨年9月から11月まで開催された「クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会」で取りまとめられた報告書の内容等を踏まえ、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の一部を改正するもの。

2 改正案の概要

(1) クロスボウの所持の禁止に関する規定の整備

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーが人の生命に危険を及ぼし得るもの（以下「クロスボウ」という。）について、所持の禁止の対象とする。

(2) クロスボウの所持許可制に関する規定の整備

ア 所持許可に係る規定の整備

標的射撃等の用途に供するためクロスボウを所持しようとする者は、所持しようとするクロスボウごとに、その所持について、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととする。

イ クロスボウの所持許可の要件等に係る規定の整備

クロスボウの所持の許可に係る欠格事由、クロスボウの取扱いに関する講習会の実施等に関する規定を設けることとする。

ウ クロスボウの所持許可を受けた者の義務に係る規定の整備

○ 所持許可に係る用途に供する場合を除いてはクロスボウを発射してはならないこととする。

○ 譲渡する場合における相手方の確認に関する規定を設けることとする。

(3) その他の規定の整備

ア クロスボウ射撃指導員に関する規定の整備

イ 罰則その他所要の規定の整備

(4) 施行期日

公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日

3 今後の予定

閣議決定：令和3年2月下旬（予定）

1 改正案の概要

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第13条第1項第1号は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の取引時確認に係る規定の適用が除外される特例の対象となる取引として、特定事業者が他の特定事業者に委託して行う取引であって、当該他の特定事業者が既に取引時確認を行っている顧客等との間で行うものを規定しているところ、現行の同号の規定は、当該特例の対象となる取引を金融関係取引に限定している。

今般、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）を踏まえ、当該特例の対象となる取引に、クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結を追加することとする。

2 意見公募手続の実施結果

改正案について、令和2年12月21日から令和3年1月20日までの間、意見公募手続を実施したところ、2件の意見が寄せられた。

3 施行期日

公布の日の翌日

公安委員会	産業競争力強化法に基づく	令和3年2月4日
説明資料No. 5	新たな規制の特例措置について	交 通 局

1 概要

- 産業競争力強化法の規定に基づき、事業者から経済産業大臣に、電動キックボードを小型特殊自動車と位置付けること等について要望書が提出され、同大臣から新たな規制の特例措置の整備の要請。

※ 道路交通法上、小型特殊自動車の運転者については、ヘルメットの着用は任意となる。

- これを受け、下記2の特例措置を定める内閣府令等のパブリックコメントを実施するとともに、同法第6条第5項の規定に基づき、経済産業大臣に対し、特例措置を講ずる旨を通知し、公表する。

※ パブリックコメントは令和3年2月5日（金）から同年3月6日（土）までの間、実施。

2 特例措置の概要

- 新事業活動を実施する区域（※）においては、貸し渡されている電動キックボードを小型特殊自動車と位置付けるとともに、自転車道、普通自転車専用通行帯及びいわゆる「一方通行（自転車を除く）」の道路等を通行できることとし、自転車一方通行の規制標識の対象となるよう、道路交通法施行規則及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の適用に関する新たな特例措置を講ずる。

※ 実施区域内から「交通の著しく頻繁な道路」を除外する。

- 特例措置の対象となる車体の基準については、国家公安委員会告示において、車体の大きさ及び構造（最高速度15キロメートル毎時以下※等）の基準を定めることとする。

※ 現在行っている新事業活動では、20キロメートル毎時未満

公安委員会	令和2年の犯罪情勢について	令和3年2月4日
説明資料No. 6	【 暫 定 値 】	長 官 官 房

1 概要

近年、総数に占める割合の大きい罪種・手口を中心に刑法犯認知件数の総数が継続的に減少しており、令和2年は、新型コロナウイルスの感染拡大等により例年より大きな減少がみられたものの、必ずしも当該指標では捉えられない情勢もあること等から、犯罪情勢は、依然として厳しい状況にある。

	R2	R1	増減数	増減率(%)
刑法犯認知件数	614,303	748,559	-134,256	-17.9
刑法犯検挙件数	279,222	294,206	-14,984	-5.1
特殊詐欺認知件数	13,526	16,851	-3,325	-19.7
サイバー犯罪検挙件数	9,911	9,519	392	4.1
サイバー空間における探索行為等とみられるアクセス件数 (※)	6,506.4	4,192.0	2,314.4	55.2
※ 1つのセンサーに対する1日当たりの不審なアクセスの件数				

2 各論

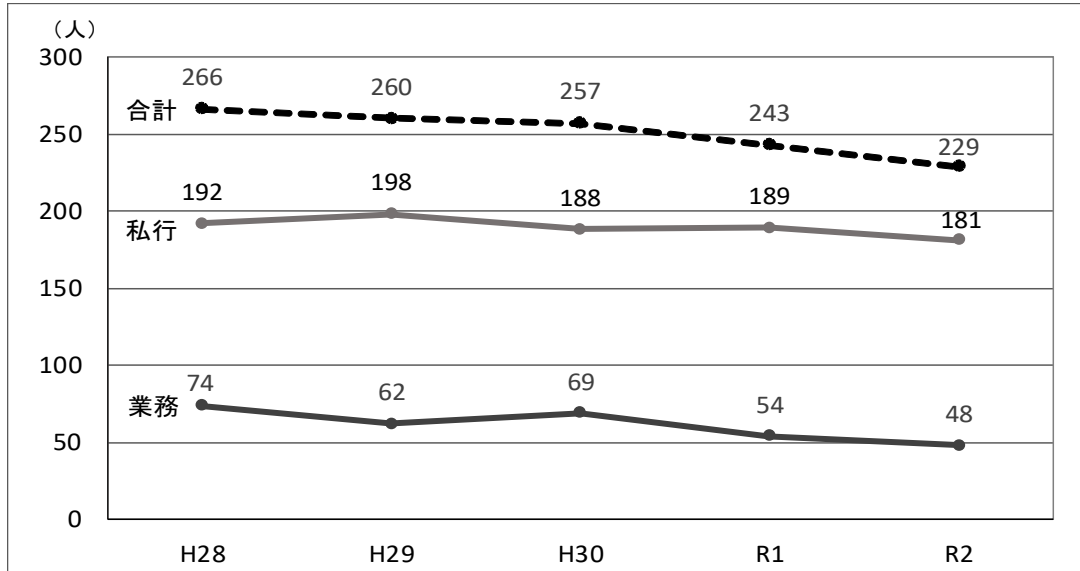
- 刑法犯認知件数の総数については、令和2年は614,303件となり、前年に引き続き戦後最少を更新。総数に占める割合の大きい街頭犯罪や侵入犯罪が一貫して減少。
- 特殊詐欺の認知件数については、過去5年間で最少となったものの、統計をとり始めた平成16年以降最少となった平成22年と比べて2.0倍であり、依然として高い水準。
- サイバー犯罪の検挙件数が引き続き増加、高い水準で推移。また、サイバー空間における探索行為等とみられるアクセスの件数が増加傾向。
- ストーカー及びDVについては、相談等件数及び検挙件数が共に高い水準で推移。また、児童虐待については、通告児童数、検挙件数が共に増加傾向。

3 今後の取組

新たな犯罪傾向や社会情勢も踏まえ、被害の発生や犯行手口等に関する情報を関係機関、事業者等と共有して緊密な連携を図り、犯罪ツール対策等に取り組む必要があるほか、被害に至る前段階での防止を図るなど、きめ細かな対策を進めていくことが重要。

また、犯罪情勢の分析の高度化に引き続き取り組むとともに、そうした分析に基づき、対象者を意識した実効性のある対策の立案・推進を図っていく必要がある。

1 懲戒処分者数の推移



2 事由・処分別

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等		1	5	1	7(+ 2)
被疑者事故等		1	1	2	4(+ 2)
情報管理・取扱不適切					0(± 0)
職権濫用・収賄供応等	1	2	1		4(- 1)
犯人隠避等		3	2		5(- 4)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等	1	4	3	4	12(- 2)
物品管理不適切等					0(- 3)
その他の勤務規律違反等			1	5	6(- 2)
暴行・傷害等	1	3	8	4	16(+ 7)
窃盗・詐欺・横領等	6	6	27	1	40(-26)
交通事故・違反	5	8	8	11	32(- 8)
異性関係	6	19	57	9	91(+11)
その他の法令違反等	9		3		12(+10)
監督責任					0(± 0)
計	29 (± 0)	47 (-12)	116 (- 6)	37 (+ 4)	229(-14)

※ () 内は前年比を示す。

公安委員会 説明資料No. 8	令和2年における通信傍受 に関する国会への報告について	令和3年2月4日 刑事局
--------------------	--------------------------------	-----------------

1 国会への年次報告等

通信傍受法第36条の規定に基づき、前年中の通信傍受の実施状況について、閣議を経て、国会に報告するとともに、公表するもの。

※ 法務省・厚生労働省・国土交通省との共同閣議請議

2 報告内容

令和2年中は、警察において、組織的な薬物事犯12事件、組織的なけん銃事犯2事件、組織的な窃盗等3事件及び組織的な詐欺等3事件の合計20事件に関し、携帯電話を対象とする50件の傍受令状の発付を得て傍受を実施し、その結果、計152人を逮捕したもの。

なお、令和2年に入り、平成31年及び令和元年中に傍受を実施した2事件で、計17人を逮捕している。

※ 平成31年及び令和元年中の実施状況

- ・ 実施事件～10事件
- ・ 傍受令状の発付～31件

3 参考

平成12年8月の通信傍受法施行から令和2年までの間における同法の適用は、175事件（傍受令状発付541件）となった。

公安委員会 説明資料No. 9	新型コロナウイルス感染症への 対応について	令和3年2月4日 警備局
--------------------	--------------------------	-----------------

1 感染者数【2月3日時点】

- (1) 国内における感染状況～393,836人（死亡5,912人）
- (2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）
- (3) 世界における感染状況～103,285,432人（死亡2,238,900人）

2 政府の対応

- (1) 新型インフルエンザ等対策特措法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。7都府県に緊急事態宣言を発出（同年4月7日）。緊急事態宣言の対象区域を全国に拡大（同16日）。同年5月25日までに段階的に全ての都道府県の緊急事態を解除。
- (2) 緊急事態宣言を再度発出（令和3年1月8日から2月7日までの間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。1月14日から栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を追加）。栃木を除外した上で、緊急事態措置を実施すべき期間を3月7日まで延長（同年2月2日）。
- (3) 国内の感染状況が厳しい状況や海外からの入国者から変異株が確認された事例を踏まえ、水際対策を更に強化（ビジネスラック等の一時停止、全ての入国者に対し14日間待機等の誓約書を求める等。令和3年1月14日）。現在、152か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対し、原則14日間の待機等を要請。これらの国において発給された査証の効力を停止、査証免除措置を順次停止。
- (4) 新型インフルエンザ等対策特措法等の一部を改正する法律が国会で成立。即日公布（令和3年2月3日）。施行は、公布の日から起算して10日を経過した日（同年2月13日）から。

3 警察の対応

- (1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）
- (2) 空港、医療施設等における警戒警備の実施
- (3) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携等
- (4) 感染拡大防止のための取組の徹底